

推薦依頼のあった事案等について

1 推薦依頼案件平成14年第33号

(事案の概要)

従業員が死亡(最終的には重積痙攣を発症し,心不全により死亡したが,それに至る医学的機序及び業務起因性が争点である。)したのは,就業先における過重な労働によるものであるとして,遺族が損害賠償を求めている事案

(推薦依頼の対象とする学会)

日本神経学会

2 推薦依頼案件平成14年第34号

(事案の概要)

アルバイト従業員として引越作業に従事していた原告が,同作業中に右腕を負傷したとして被告らに損害賠償の支払を求めたことについて,原告の後遺障害の有無が争われている事案

(推薦依頼の対象とする学会)

日本整形外科学会

3 推薦依頼案件平成14年第35号

(事案の概要)

担当医師が,両側変形性股関節症治療のための左人工股関節置換手術中,患者の坐骨神経を損傷したところ,その坐骨神経の損傷により患者が負った障害の程度が争われている事案

(推薦依頼の対象とする学会)

日本整形外科学会

4 推薦依頼案件平成14年第36号

(事案の概要)

患者が入院中に高度痴呆状態になったことについて,被告において,1.高齢者への使用に注意を要するガスターを漫然と投与し,2.高カロリー輸液を行う際,必須のビタミン混合を忘れ,3.IVHルート変更の際の清潔操作が不十分であったことによるものかが争われている事案

(推薦依頼の対象とする学会)

日本外科代謝栄養学会

5 推薦依頼案件平成14年第37号

(事案の概要)

汎発生腹膜炎等の手術を受けた患者が、急性心不全を発生して脳障害が生じ、約3年半の植物状態を経て死亡したことに付き、急性心不全の原因が争われている事案

(推薦依頼の対象とする学会)

日本集中治療医学会

6 推薦依頼案件平成14年第38号

(事案の概要)

交通事故(玉突追突事故)の先頭車両に乗車していた被害者である原告に、左耳の難聴が発生しており、この症状が交通事故を原因とするものかどうか争われている事案

(推薦依頼の対象とする学会)

日本耳鼻咽喉科学会

7 推薦依頼案件平成14年第39号

(事案の概要)

原告が、被告の経営するパチンコ店で店員に通称「ドル箱」を渡す際に、ドル箱に原告の指が引っかかっている状態で店員が無理に箱を引っ張ったため、原告が反射性交感神経性ジストロフィーの障害を受けたとする事案

(推薦依頼の対象とする学会)

日本整形外科学会

8 推薦依頼案件平成14年第40号

(事案の概要)

傷害を受けた控訴人らの子が、被控訴人経営の病院で入院加療を受け、敗血症等に罹患して死亡したのは、被告病院の医師らの過失によるものかどうか争われている事案

(推薦依頼の対象とする学会)

日本救急医学会

9 推薦依頼案件平成14年第41号

(事案の概要)

被告の惹起した交通事故によって傷害を負った原告に複視の症状が生じたことについて、交通事故による後遺障害かどうか争われている事案

(推薦依頼の対象とする学会)

日本眼科学会

10 推薦依頼案件平成14年第42号

(事案の概要)

原告らが、被告に対し、原告Aが被告経営のB病院において、原告らの長男の分娩術を受けた際、B病院の医師が、原告らと被告との間の診療契約上の義務に違反して、適切な分娩監視を怠ったため、胎児仮死の診断、ひいては、帝王切開術への切り替えを遅延したことや、胎便吸引症候群に対する予防や適切な処置を怠ったため、同長男の低酸素状態を持続させたことによって、同人を死亡させたことを理由として、診療契約上の債務不履行又は、不法行為に基づく損害賠償を請求するもの

(推薦依頼の対象とする学会)

日本産科婦人科学会

11 推薦依頼案件平成14年第43号

(事案の概要)

患者の相続人である原告らが、被告病院に対し、不適切な診療行為により真珠腫の再手術のため待機していた患者を肺炎に罹患させ、結果として心不全、低酸素性脳症、全身状態悪化に陥らせて死亡させたとして、損害賠償を求めた事案

(推薦依頼の対象とする学会)

日本耳鼻咽喉科学会、日本呼吸器学会

12 推薦依頼案件平成14年第44号

(事案の概要)

原告が、被告らに対し、原告が、平成4年、被告医療法人Aが経営するB病院を受診して入院し、その後、被告学校法人C大学病院に転院したところ、C大学病院において脳梗塞が発生し、右半身麻痺等の後遺症が残存したため、被告両名に対し、連帯して不法行為に基づく損害賠償を請求するもの

(推薦依頼の対象とする学会)

日本循環器学会

13 推薦依頼案件平成14年第45号

(事案の概要)

控訴人の執刀で大腿部の脂肪吸引手術を受けた後に死亡した女性の相続人である被控訴人らが、控訴人に対し、控訴人には手術前に適切な問診、検査をしなかった点、手術時における手技が不適切であった点、手術後に血栓症の発症を防止するための措置を執らず、自己又は他の医師による診療を受ける機会を与えてより高度の医療機関に転送する措置を執らなかった点について過失がある旨主張し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案

(推薦依頼の対象とする学会)

日本外科学会